

介護保険における福祉用具貸与と購入について

◇福祉用具とは、要支援・要介護者の生活を助け、介護の負担を軽減する用具や機器のことです。

【福祉用具の貸与について】

福祉用具貸与とは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。なお、貸し出しできる用具は、要支援・要介護度により異なりますが、詳しくは、次のとおりとなっています。

①要支援1・2、要介護1の人が利用できる福祉用具

- 手すり (工事を伴わないもの)
- スロープ (工事を伴わないもの)
- 歩行器
- 歩行補助杖 (松葉杖、多点杖など)

②要介護2・3の人が利用できる福祉用具

■①の福祉用具に加え、次の8つの福祉用具が利用できます。

- 車いす
- 車いす付属品 (クッション、電動補助装置付)
- 特殊寝台 (介護ベッド)
- 特殊寝台付属品 (サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルトなど)
- 床ずれ防止用具 (エアーマットなど)
- 体位変換器 (起き上がり補助装置を含む)
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト (立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- 離床センサーを含む)

③要介護4・5の人が利用できる福祉用具

■①及び②の福祉用具に加え、次の福祉用具が利用できます。

- 自動排せつ処理装置 (本体部分) [※尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2の人、要介護1から3の人でも利用できます。]

【利用者負担について】

福祉用具の貸与に係る費用の1割 (一定以上所得者の場合は2割または3割) を利用者が負担します。費用は対象品目によって異なります。また、要介護度別に1カ月間の支給限度額が決まっているため、他の介護サービスとの組合せの中で限度額に応じた福祉用具を貸与する必要があります。

※貸与価格を適正にするため、次の制度変更が行われています。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表され、その平均価格をもとに「貸与価格の上限額」を設定 (この上限額を超えた場合は、保険給付対象外となり、全額自己負担となります)。
- 事業者利用者への説明等の義務づけ
 - ①貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す (2018年4月から)。
 - ②貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する (2018年10月から)。



【福祉用具貸与の申し込みについて】

1. 担当のケアマネジャーに福祉用具貸与の相談をする。
2. ケアマネジャーはサービス担当者会議を開き、福祉用具専門相談員 (福祉用具貸与・販売事業所) と協議しながらケアプランを作成し、福祉用具専門相談員は福祉用具サービス計画を作成。
3. 利用者および家族への説明と同意。
4. 役場へ申請する (通常、担当ケアマネジャーの人が申請されます)。
5. 承認後に貸与開始。

【福祉用具の購入について】

福祉用具は、貸与だけでなく「購入」することもできます。「購入」する福祉用具を「特定福祉用具」といい、支給の対象は次の5種類となります。

- ①腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ②自動排せつ処理装置の交換部品
- ③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽用いす、入浴用介助ベルトなど）
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部品

【利用者負担について】

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担になります。例えば、費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担となります。

【特定福祉用具購入の申し込みについて】

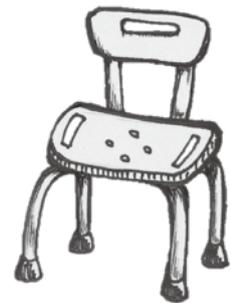
1. 担当のケアマネジャーに特定福祉用具購入の相談をする。
2. ケアマネジャーはサービス担当者会議を開き、福祉用具専門相談員（福祉用具貸与・販売事業所）とも協議しながらケアプランを作成し、福祉用具専門相談員は福祉用具サービス計画を作成。
3. 利用者および家族への説明と同意。
4. 役場へ事前申請する（通常、担当ケアマネジャーの人が申請されます）。

〔必要書類〕

- ①介護保険福祉用具購入が必要である理由書
- ②福祉用具購入の見積書
- ③福祉用具のカタログ

（※注意）

- 以前購入した用具と同じ品目は、複数回購入できません。
 - 指定を受けている事業者から購入した福祉用具のみ対象となります。
 - 年間10万円が限度となります。
5. 役場で提出書類の確認を行い、可否の連絡をします。可の場合は「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書」を提出していただくことになります。



介護予防の取り組みのご紹介

高齢者の方がお住まいの地域で、いつまでも自立した生活を送るためには、介護予防の取り組みも必要となります。

中松一区老人クラブでは、毎週水曜日午後1時より中松一区公民館において、転倒による骨折などを未然に防ぎ、健康を維持していくために、柔軟体操や筋力運動を行う、いきいき健康体操（熊本バージョン）に取り組まれています。

参加者の方は、「体操は大切とわかっていても、一人ではなかなか長続きしないけれど、みんなと一緒になので頑張れます」と話されていました。



中松一区老人クラブいきいき健康体操の様子

〈問い合わせ〉健康推進課 介護保険係 TEL (67) 2704